

第百三十六回国会 衆議院 安全保障委員會議録 第七号

五月二十八日
吹田悌君委員長辭任につき、その補欠として松岡満壽男君が議院において、委員長に選任された。

平成八年五月三十日(木曜日)

午後五時八分開議

出席委員

委員長 松岡満壽男君

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事 瓦 力君

理事 町村 信孝君

理事 平田 米男君

理事 前原 誠司君

理事 麻生 太郎君

理事 高橋 辰夫君

理事 中山 正暉君

理事 平泉 渉君

理事 石井 一君

理事 大石 正光君

理事 神田 厚君

理事 渡辺浩一郎君

理事 五島 正規君

理事 東中 光雄君

理事 山花 貞夫君

理事 池田 行彦君

理事 白井日出男君

理事 小池 寛治君

理事 江間 清二君

理事 秋山 昌廣君

理事 栗 威之君

理事 荒井 寿光君

理事 増夫君

理事 菅 増夫君

理事 菅 増夫君

理事 菅 増夫君

理事 菅 増夫君

理事 菅 増夫君

理事 菅 増夫君

理事 菅 増夫君

理事 菅 増夫君

理事 菅 増夫君

理事 菅 増夫君

委員外の出席者

防衛施設庁総務部長 大野 琢也君

防衛施設庁施設部長 小澤 毅君

外務省総合外交政策局長 川島 裕君

外務省総合外交政策局軍備管理・科学審議官 河村 武和君

外務省アジア局長 加藤 良三君

外務省北米局長 折田 正樹君

外務省条約局長 林 陽君

国際平和協力本部事務局参事官 國方 俊男君

安全保障委員会調査室長 下尾 晃正君

委員の異動
五月二十二日

委員 大野 功統君

委員 熊代 昭彦君

委員 高橋 辰夫君

委員 中谷 元君

委員 佐藤 剛男君

委員 伊吹 文明君

委員 佐藤 剛男君

委員 田中眞紀子君

委員 保岡 興治君

委員 同月二十八日

委員 赤松 正雄君

委員 河合 正智君

委員 吹田 悌君

委員 赤松 正雄君

委員 星野 行男君

委員 行男君

委員 正智君

委員 河合 正智君

委員 赤松 正雄君

委員 赤松 正雄君

委員 赤松 正雄君

同日

委員 星野 行男君

委員 河合 正智君

委員 補欠選任

委員 星野 行男君

委員 河合 正智君

委員 補欠選任

委員 星野 行男君

委員 河合 正智君

委員 補欠選任

委員 星野 行男君

委員 河合 正智君

委員 補欠選任

委員 星野 行男君

委員 河合 正智君

委員 補欠選任

委員 星野 行男君

委員 河合 正智君

委員 補欠選任

委員 星野 行男君

委員 河合 正智君

委員 補欠選任

委員 星野 行男君

委員 河合 正智君

委員 補欠選任

委員 星野 行男君

委員 河合 正智君

委員 補欠選任

委員 星野 行男君

委員 河合 正智君

委員 補欠選任

委員 星野 行男君

委員 河合 正智君

委員 補欠選任

委員 星野 行男君

委員 河合 正智君

委員 補欠選任

委員 星野 行男君

委員 河合 正智君

委員 補欠選任

委員 星野 行男君

五月二十八日
自衛隊法の一部を改正する法律案内閣提出第九八号
は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件
自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出第九八号)

○松岡委員長 これより會議を開きます。
この際、一言ごあいさつを申し上げます。

このたび、安全保障委員長に選任されました松岡満壽男でございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

皆様方の御協力をいただきながら、公正かつ円満な委員会運営を図ってまいりたいと存じますので、何とぞよろしく御指導、御鞭撻のほどお願い申し上げます。(拍手)

○松岡委員長 内閣提出、自衛隊法の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を求めます。白井防衛庁長官。

自衛隊法の一部を改正する法律案
(本号末尾に掲載)

○白井防衛大臣 ただいま議題となりました自衛隊法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

自衛隊とアメリカ合衆国の軍隊との間の物品または役務の提供を行うための枠組みにつきましては、これまで日米間で検討が続けてきたところであり、今般、日米間で合意に達し、四月十五日に、日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の署名が行われたところであります。

本協定は、共同訓練、国際連合平和維持活動または人道的な国際救援活動に必要な物品または役務の自衛隊とアメリカ合衆国の軍隊との間における相互の提供に関する枠組みを設けているものであります。本協定に定める物品及び役務の提供を、自衛隊が行うことができることにするためには、自衛隊法を改正することが必要であります。

この法律案は、総理府の長たる内閣総理大臣等は、本協定の定めるところにより、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、アメリカ合衆国の軍隊に対し物品を提供することができるとし、防衛庁長官は、本協定の定めるところにより、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、アメリカ合衆国の軍隊に対し役務を提供することができることを内容とするものであります。

以上が、自衛隊法の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○松岡委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○松岡委員長 これより質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。浜田靖一君。

○浜田(靖)委員 松岡委員長、就任御苦労さまでございます。まさにこの日米安保、そしていろいろな意味での危機管理を考えなければいけない時期に大役に御就任されたわけでございます。我々もともに汗をかくてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いをする次第でございます。

ただいま防衛庁長官からお話のありました自衛隊法の一部を改正する法律案、これはACSAの協定の締結にかかわる法改正の一つとしてここに出るわけでございます。このところずっと日米の関係のことで両大臣にはいろいろと御苦労願っておるわけでございまして、そしてまた、クリントン大統領の訪日に当たり、日米安保共同宣言が発表されたわけでございます。

無論、それは今後の日米の同盟の強化、それから政治経済面における関係の強化を図ることが目的であり、また安全保障面においては、今後日米安保体制の信頼性の向上を図るための具体的な施策を実施することが本場に重要なことになってくるわけでありますけれども、今言ったように、この日米安保共同宣言に対する総括をした中で、両大臣はどのようにお考えになつていらっしゃるのか。ぜひとも一度ここで改めてお話を伺つておいた方がいいのではないかな。それがすべてこのACSA、そしてまた、その後に続く問題に対しての一つの指針になろうと私は思いますので、ぜひとも両大臣からお話を伺えればと思っております。どうぞ一言、詳しくお話をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○日井国務大臣 先般発出されました日米安全保障共同宣言は、我が国の安全、そしてアジア太平洋地域の平和と繁栄を図っていく上で、日米安全保障条約を中核とする日米同盟関係が今後ともこれまで同様重要な役割を果たしていくことが確認されたわけでございまして、将来に向けての両国のあり方、協力のあり方につきましても具体的な示しているものと考えております。

この共同宣言は、これからの両国の協力関係の出発点とも言えるものでございまして、そこに示

されました協力の道筋を一つ一つ実現していくことが極めて重要だと考えている次第であります。

○池田国務大臣 ただいま防衛庁長官からも御答弁がございましたように、先般の日米首脳会談において発出されました日米安保共同宣言におきましては、これまで日米間で安全保障分野における非常に緊密な対話が持たれてきました。その成果を踏まえまして、日米関係の中核をなします日米安保体制が二十一世紀に向けて依然として日米同盟関係の上で重要な役割を果たすのだということに改めて再確認いたしました。その上で、未来に向かつての両国の同盟関係のあり方について内外に宣言したという意味で、非常に大きな意義があったと思うのでございます。

また同時に、日米両国民に対するメッセージという文書も発出されたわけでございますが、そこにおきましては、ただいま委員も御指摘なさいましたように、安全保障はもとよりでございますが、政治経済あるいは文化その他の面においても両国間の関係、協力をさらに推進していくことの重要性もうたわれましたし、また、コモン・アジエンダといえますグローバルな環境その他の課題についても両国は共同して対応していこうといったことも確認されたわけでございます。

そういった意味で、この両宣言は、これからの日米関係、そして両国が国際社会において果たしていくべき役割、そういった観点から申しまして非常に大きな意義を有する宣言であった、このように認識している次第でございます。

○浜田(靖)委員 両大臣おっしゃられましたように、大変これは重要な宣言であり、また非常にタインミグ的にもいいタインミグだったと私は思うわけでございます。我が東アジア地域においていろいろな意味で不安定要素もあるわけでございまして、やはり日米関係というものが強固であることがこの地域の安定につながるものと私自身も考えておるわけでございます。そして、今回締結されましたACSAでありますけれども、今にして思えば、この部分の協定というのがいまだにな

かつたということが、私に言わせると少々不思議なぐらいな気がするわけでございます。

そこで、ことしの四月十五日に日米間でACSAが署名され、終わったわけでありますけれども、その新聞等の報道で、ちよつとこれを読ませただけですけれども、これが国会で承認され、それに伴い自衛隊法が改正されたならば、米軍機が自衛隊基地におりることを不時着とみなし、人道的支援を口実に給油を行うといった苦しい紛れの措置をとらなくても済むようになるという報道がそのときになされたわけであります。

これも今申し上げましたように、今までACSAがなかったためであろうと思うわけでございまして、今一度実例に即して御説明願えればと思うのであります。よろしくお願いいたします。

○池田国務大臣 今回、自衛隊と米軍との間の物品・役務の面での相互の協力協定、いわゆるACSAが締結されました。ただいま国会に御審議をお願いしているところでございますが、ただいま委員も御指摘になりましたように、実は、この問題が提起されましたのは昭和六十三年でございます。その当時、米国の方から、自衛隊と米軍の間の物品や役務を相互融通するような枠組みを考えようじゃないか、こういう話がございました。

それ以来、政府といたしましては、我が国の自衛隊のあり方、または日米安保条約のもとでの日米の協力のあり方、そういったものを踏まえまして、どういふふうな分野でそういった物品・役務の面での協力が可能であるか、あるいは必要であるか、適切であるかという観点、そういうことをいろいろ検討してきたわけでございます。

また、一方におきまして、我が国と米国の間の協定と全く同じものではございませんけれども、ある意味では共通した面もございます。こういった物品・役務に対する協定が米国の他国の間にもかなりございまして、十幾つございまして、そういったものもいろいろ参考にしながら、日米間の協定には必要でないもの、あるいは適切でないもの

のは何か、ぜひ日米間の協定でも対象にすべきものは何か、そういったことをずっと検討してまいりまして、今回合意に達し、御審議をお願いしているわけでございます。

もしこの協定を御承認いただきますならば、どういふ面が変わってくるかという点でございますが、御承知のとおり、今回の協定では、日米の共同訓練、そしてPKO活動、さらに人道上の国際的な救援活動、その際の米軍と自衛隊の間における物品・役務の協力というものを対象としているわけでございます。

そういうことでございまして、今申しましたような三つの活動におきまして、従来以上に、例えば共同訓練の場合でございますと、日米間の共同行動が円滑に行われるというようなこと、あるいはその行動が効率化したしまして、双方にとつて効率化あるいはコストの低減という効果もあるうと思ひますし、いわゆるインタ・オペラビリティというものも向上すると存する次第でございます。

そういったことを通じて、将来、あつてはならないことでございますが、もし万一、日本誘致などということになった場合に日米共同対処が必要になるわけでございますが、そういうときに円滑に共同対処ができるような体制もこの訓練を通じてできていく。そういった面でも、今回の協定は有用であるうか、有効であるうか、このように考えている次第でございます。

○浜田(靖)委員 ありがとうございます。そこで、今お話がありましたけれども、今度は長官に、防衛庁の方にお伺いをいたします。

ACSAが締結されたわけでございますけれども、その以前、要するにACSAがないときに、日米共同訓練のときにいろいろと不便なところもあったとお聞きをしております。今回のACSAの締結によつてまた日米安保体制の信頼性がより高まったとは思ひますけれども、防衛庁としては、今後さらにどんな点を改善していかなければならないとお考えになつていらっしゃるか、どのようにお考えになつ

ているかをお聞かせ願えますか。よろしく願います。

○秋山(昌)政府委員 日米安保体制のもとでの日米間の信頼性の向上を図るためにどういったことを今後考えていくのかという御質問と考えますが、信頼性を向上させ、日米安保体制を有効に機能させていくために、これは新防衛大綱にも書きあらわしたところでございますけれども、四つの事項を考えているところでございます。

第一番目が、情報交換あるいは政策協議、こういったものの充実でございます。二番目が、共同研究並びに共同演習、共同訓練あるいはこれらに関する相互協力の充実、こういったものを含む運用面における効果的な協力態勢の整備ということとでございます。それから三番目が、装備、技術面での幅広い相互交流の充実。そして四番目に、在日米軍の駐留を円滑かつ効果的にするための各種施策の実施などに努める。

そういったようなことを今後念頭に置きまして、日米安保体制の信頼性の向上を図るための努力をしてまいりたいと考えております。

○浜田(晴)委員 昨年の新防衛大綱の中ではそのように書かれておりまして、まさにこれが土台となっているわけでございます。

そこで、今度はACSAの現行の対米支援の方法との関係についてちょっとお聞きしたいのです。

今回、自衛隊法を改正して内閣総理大臣等に物品・役務の提供の権限を付与することとなるわけですが、現在、我が国として米軍に対する後方支援、物品・役務の提供はどのようなことができて、またどのようなことをやってもらえるのか、お伺いしたいと思います。

○荒井政府委員 現在、米軍に対します後方支援でございますが、主な例といたしましては、自衛隊法百条に基づいて夜間離着陸訓練支援のために物資や人員を硫黄島へ空輸するというようなこととか、物品管理法二十九条に基づきます日米共同訓練時における燃料の貸し付けなどを行っております。

ます。

○浜田(晴)委員 いろいろな後方支援等を行っております。

今度このACSAができて、そして、この改正案が成立した後に、それらの支援措置は一体どうなるのかということをお聞きしたいのであります。それと、これがほとんど適用されなくなるのか、その辺のところについてお答え願います。

○荒井政府委員 現在行っております後方支援で、例えば燃料の貸し付け、こういうものにつきましては、ACSAの協定のもとで行われることとなります。しかしながら、夜間離着陸訓練支援のための空輸の実施などはACSAにおいてカバーされませんので、これは引き続き後方支援として行っていくかと思っております。

○浜田(晴)委員 そのように使えるものと使えないものとのあるわけでございますけれども、いずれにしても、内容的には非常にはつきりとして、今までのいろいろなものを拡大解釈してできることにしてきた部分があると思うのです。それが、何か今回のこのACSAによって、少しだけつきりしてきたような気がするわけでございます。

そこで、今の質問に続いて、今度は適用の範囲について少しお伺いをしたいと思うわけであります。

先ほどお話にありましたように、ACSAは日米共同訓練、PKO、人道的な国際救援活動に限定されているわけでありますけれども、交渉の過程においては米軍の単独訓練も検討されたようにお聞きしているわけであります。そのようなことが検討されたのか。

それからまた、今回単独訓練を含めなかったのは、これは憲法の禁ずる武力の威嚇や集団的自衛権の問題に触れるということが気になっていたとは思いますが、これが含まれなかった経緯及びその理由をお聞かせ願えればと思うのです。

○池田国務大臣 先ほど御答弁申し上げましたけれども、今回の協定締結に至る日米間の交渉の過程におきましては、いろいろな米軍の活動ある

いは自衛隊の活動あるいは共同の活動、そういったものを考慮いたしまして、どういった面でこういった物品・役務の相互協力が必要かということについて検討してきたわけでございます。

そういった中で、もとより我が国の憲法上、自衛隊というものが他国とは性格の違ったものになっている、そういうことも考慮いたしました。また、いろいろな米軍の活動にかかわって我が国が協力する分野について、憲法上の制約もあり得るかということも当然その考慮の中にあつたわけでございます。

それだけではなくて、たとえ憲法上可能であるとしても、現時点で一体何をやるのがいいだろうか、まず何が必要だろうかということについて、双方でいろいろな意見の交換をいたしまして、日米双方でニーズが高いと思われる分野をずっと絞っていったということでございます。

そういったことでは、先ほど委員御指摘の米軍による単独訓練ということも、これは話題にはなりましたが、最終的には、先ほど申しましたように、日米の共同訓練、PKO、国際救援活動、この三つの分野が最もニーズが高いものであるということと今回の合意に至った、こういうことでございます。

○浜田(晴)委員 ありがとうございます。

確かにいろいろな部分で御苦労をなされてここまで積み上げられてきたわけでございますので、十分に承知しておるわけでございますけれども、ただ、中にはやはりもう少しというようなお考えの方もいらっしゃるわけであります。その意味では、今後の課題ということで承っておきたいと思うわけでございます。

その次に、日米共同訓練の中で、PKO、人道的な国際救援活動という国際貢献の分野においても日米の協力がなされることは、世界の平和と安定に寄与する上においても大変喜ばしいというのは先ほど申し上げたのですが、PKO、人道的な国際救援活動については、ACSAでは、日本が米軍に対しPKO、人道的な国際救援活動にお

る物品・役務の提供を行う場合においてはPKO協力法に従って行われるとされているようでありまされども、これは、日本が参加しているのか否かにかかわらず、米軍の参加するPKOがPKO参加五原則を初めとするPKO協力法の定めるPKOでなければ提供はできないということになるのかどうか、ちょっとわかりづらいかもしれせんけれども、お答え願いたいと思います。

○池田国務大臣 今回の協定で、PKO活動に関連してその協力を行う際には、我が国の自衛隊が参加しているPKO活動の際に、それに関連して物品・役務を提供するということはもとよりあるわけでございますが、我が国の自衛隊が参加していないが米軍が参加して行っているPKO活動等に対して物品・役務の提供をするということも可能な規定になっております。

ただ、理論上は、論理上はそういうことになっているわけでございますが、実際問題として後者のケースが具体的にあるかと申しますと、そう多くはない、めつたにないのではないかと、こう考える次第でございます。

○浜田(晴)委員 ありがとうございます。

また、これは確認になるかもしれませんが、我が国の防衛大綱、昨年、新防衛大綱ができたわけでありまして、今回のこのACSAの協定が我が国防衛大綱の趣旨に大変沿っているように思うわけでありますけれども、これに対してはどのような御感想をお持ちでしょうか。

○日井国務大臣 ただいま委員御指摘のとおり、昨年十一月に新防衛大綱、そして新中期防を策定いたしましたわけでございますが、従来我が国を守るというこの一本の柱から、さらに二本の柱を加えたわけでございます。御承知のとおり、一本は、我が国周辺より安定した安全保障環境構築への貢献、こういうものを立てさせていたいただきました。いま一本は、大規模災害等各種事態への対応、こういうふうな柱を加えさせていたいただきました。本の柱にさせていたわけでございます。

こうした中で、我が国がアジア太平洋地域の安全のために貢献し得るためには、日米安保条約というものをより高めた上で、日本の自衛隊とアメリカが展開をしている米軍との協力関係がより密接に、効果的に行われるということは至要だと思っております。委員御指摘のとおり、まさにこの点においては私どもの将来の方向に合致しているものと理解をいたしております。

○浜田(靖)委員 私もそう思うわけで、今回のACSAの実現によって自衛隊のP KO部隊が世界各地の米軍基地の補給地点として利用できるようになったということでございますので、まさにその意味では長官の言われるとおりだと思っております。

もう一点、P KOに関連してでございますけれども、今回のACSA締結によって、現在自衛隊が派遣されているグラン高原のP KOに関して、具体的にこれをどのように活用されるか、お考えになっておられればその考えをお示しいただきたいと思っております。P KOの本部の方からお見えていただいておりますね。

○國方説明員 お答え申し上げます。

ただいま御審議いただいております日米物品役務相互提供協定が発効した場合には、自衛隊の部隊が国際平和協力法に基づきまして国連平和維持活動または人道的な国際救援活動のために国際平和業務を行っているときに、必要に応じて、本協定に定めるところによりまして、米軍から当該業務に必要な物品または役務の提供を受けることができるほか、それらの活動を行っている米軍に対しまして、国際平和協力法に基づき定められます実施計画上の国際平和協力業務として行うことのできます範囲内で、本協定に定める物品または役務の提供を行うことができることになるわけでございます。

他方、ただいま先生から御指摘のございましたグラン高原において行っておりますP KO活動につきまして、具体的にこの協定を適用するということにつきましては考えておらないところでござ

います。

○浜田(靖)委員 現在、グラン高原で活躍をしている自衛隊員の皆さん方がいらっしゃるわけでございますので、一応確認の意味でお話を伺ったわけですが、今後、これをできるだけうまく使つて、本場に適切なP KO活動が行われるようになれば、それは大変意義深いことであろうと思っておりますので、ぜひともまた御検討を重ねていただきたいと思います。

さてそこで、また例え話になるわけですが、朝鮮半島情勢、中台情勢の緊張によって、これはあくまでも例え話ですが、難民が日本に押し寄せて人道的な国際救援活動が行われることになった場合、今回のACSAは適用対象になるのかどうか、教えていただければと思います。

○池田國務大臣 委員も例え話という仮定の上で御質問なさいましたけれども、今例示されました仮定のようなケースで一体どういう行動あるいは活動が行われるのかは、ちよつと必ずしも具体的にそのイメージがわいてこないわけでございます。

今回の協定におきましては、国際救援活動あるいはP KOが対象になっているわけでございます。しかし、そういったものが御例示のようなケースで、一体そもそもそういった活動が展開されるかどうか、何ともお答えしようがないわけでございます。

ただ、一方におきまして、今御指摘のようなケースも含めまして緊急な事態が発生した場合に、在外の邦人の避難あるいは避難民をどういうふうにするかという問題につきましては、これはよくその対応ぶりを検討しておかなくてはならないということ、これから文字どおり、従来もあつた程度検討はしてまいりましたけれども、検討、研究を急ぐところでございます。

○浜田(靖)委員 確かにお答えしづらいことだとは思いますが、ただ、これは頭の端には置いておかなければいけない問題だと思つたので、ぜひともまた御考慮願いたいと思つたわけ

でございます。

これは、またちよつとP KOに絡んで。今回、P KOがACSAの対象になったことは先ほど来お話があるわけですが、それに関連して、今のいろいろな自衛隊の活動状況を見ますと、我々にとっては誇りに思う活動が大変多いわけでございます。いろいろなP KO活動においてすばらしい功績を残されておられることも国民の皆さん方も十二分に認識をされているわけでございます。

そしてまた、災害活動とか、そういうものに対する活動、国際貢献という意味でも、大変国民からも期待を受けているところがあるわけでございます。

その観点からも、前々からいろいろな御議論があるわけですが、P KO等を自衛隊の本来の任務にすべきではないかと考えるわけでありますが、その点についての御見解をいただければと思つたわけでございます。

○秋山(昌)政府委員 御質問は、自衛隊法第三条の絡みのお話であらうかと思つた。

御案内のように、自衛隊法第三条は、直接侵略及び間接侵略に対し我が国を防衛することを主たる任務とし、必要に応じて公共の秩序の維持に当たることがまさに自衛隊の本来の任務であると規定しているところでございます。

一方、自衛隊の部隊等に国際平和協力業務や国際緊急援助活動を行わせることは、まさに自衛隊が長年にわたつて蓄積してきた技能、経験、組織的な機能の活用を図るものでございますので、自衛隊法第三条の改正を要しないという考えのもと、自衛隊法第八章に規定されている他の業務と同様の位置づけをいたしたものでございます。

他方で、今委員から御質問の中にもございまして、国際貢献活動が多く行われる中で、国連平和維持活動が大変重要になってきております。そして、自衛隊も既に多くの活動に参加してまいりました。我が国が国際社会の責任ある一員として存立していくためにも、こういった自衛隊の活動は大変重要

であると認識しております。他方で、国内外からも高い評価を得ているのではないかと、いろいろなところでございまして。

したがいまして、国際平和協力業務を自衛隊の本来の任務とするかどうかということにつきまして、こういった状況を踏まえた上で、これは、もちろん防衛庁を含めた政府内はもとより、民主手続に従つた国民的な議論を経た上で決定すべきものと考えているところでございます。

○浜田(靖)委員 確かに局長言われましたように、今後我々も大いに議論をしていかなければならないと思つたわけでありまして。

今までの功績というのは本場にすばらしいものがあつて、現在も、日本を代表してグラン高原において我々の同志である自衛隊の諸君が懸命に努力をしておられるわけでございます。その点はやはり我々もしっかりと認識をして、多くの皆さん方にそのことを語りかけることによってまさに信頼の醸成を図つて、自衛隊のさらなる充実というP KO活動を含めたすべての活動を理解をしていただけるような努力をしてまいらなければいけないと思つたので、ぜひとも今後その題材を無にせず、関係当局、また我々も含めてやっていただきたいというふうに思つたわけでございます。

今度は役務の提供について御質問をさせていただきます。

今回の自衛隊法の改正案では、物品を提供することができるとは内閣総理大臣またはその委任を受けた者であるということに対し、役務を提供することができるとは防衛庁長官に限られているというふうになっているわけでございますが、なぜ役務の提供は防衛庁長官に限られるのか、そしてまた、その委任を受けた者に権限を与えない理由は何なのか、教えていただきたいと思います。

○江間政府委員 お答え申し上げます。

ただいま御審議をいただいております自衛隊法の一部改正法案につきましては、確かに御指摘のとおり、物品につきましては内閣総理大臣等が、それから役務につきましては防衛庁長官がそれぞ

れ提供することができるといふような規定の仕方をいたしております。

これは、実は物品の提供につきましては、その対象となる物品が物品管理法における物品と同一の概念のものでございますものから、物品管理法の規定の趣旨に倣いまして、物品の管理機関の長でございます各省各庁の長またはその委任を受けた者をその実施上の責任者とするのが適当であらうという考え方に立ちまして、そうなりますと、防衛庁の場合には総理府の長たる内閣総理大臣またはその委任を受けた者ということになるものですから、一項でそういうふうな規定の仕方をしたわけでございます。

一方、役務の提供につきましては、これは自衛隊法の八条におきまして、自衛隊の隊務を統括する指揮監督権というのが防衛庁長官でございますので、防衛庁長官が役務の提供をすることができるといふ規定にしたわけでございます。さらに三項で、「前項の規定による役務の提供に關し必要な事項は、政令で定める。」というふうに三項を入れてございます。

この三項で実は予定をしておりますのは、防衛庁長官が指定する者に委任することができるといふような規定、あるいはその他役務提供に關し必要な事項は防衛庁長官が定めるといふような規定を政令に譲って規定をしたいといふふうに考えておるところでございます。

○浜田(靖)委員 ありがとうございます。

今お話にありましたけれども、三項における役務に關し必要な政令で定める事項とは何か、具体的に御説明願えますか。

○江間政府委員 ただいまお答えしましたことと重複をしまして恐縮でございますけれども、現在のところ政令で規定を予定しておりますのは二点でございます。まず一つは、委任をする者を規定をしたいということ、もう一つは、その他役務の提供に關し必要な事項は防衛庁長官が定めるといふ包括的な委任規定と申しましょうか、そういうようなものを政令で規定をしたいといふふうに

考えているところでございます。

○浜田(靖)委員 ありがとうございます。

ACSAの協定によりまして、物品だけでなく役務についても第三者に移転する場合には事前に提供国の同意が必要であるといふふうになっておりますけれども、どのような場合に役務について第三者移転ということが生じると想定されているか、教えていただきたいと思ひます。

○荒井政府委員 役務の提供といたしましては、例えば修理や整備のノウハウなどの情報が提供されたり、あるいは訓練業務といたしまして指導員が派遣される際に訓練マニュアルのような情報が提供されることが考えられますので、このようなノウハウ等の情報とか訓練マニュアルのような情報が第三者に移転されることが具体的な例として考えられます。

○浜田(靖)委員 ありがとうございます。

そこで、ACSAの協定とちよつと別の問題になりますが、今度はちよつと別個の話になるわけですが、ACSAの協定と国連憲章との關係についていろいろとACSAの第一条の四項にも書かれておりまして、物品・役務の使用は国連憲章と両立するものでなければならぬとありますけれども、具体的にどのようなことなのか、具体例を挙げて説明をしていただければと思ひます。

○折田政府委員 委員御指摘のように、この協定の第一条四に、本協定により提供した物品・役務を使用する場合には国連憲章云々と書いてございますが、これは、国連憲章第二条に定める加盟国の行動の原則を含め、国連憲章に従うことを日米両国政府が念のため確認したものでございます。

国連憲章におきましては、第一条におきまして、国連憲章一条に掲げる目的を達成するに当たつての行動の原則を規定しております。例えば同条三では、国際紛争を平和的手段によつて国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決しなければならぬ、それから同条四では、武力による威嚇または武力の行使を慎まなければいけない、さらに同条五では、国連の防止行動また

は強制行動の対象となつていけるいかなる国に対しても援助の供与を慎まなければならない旨の規定があるわけでございます。

なお、日米安保条約、日米相互防衛援助協定にも国連憲章と矛盾する行為を行わない趣旨の規定が置かれておりますように、日米間の安全保障にかかわる条約において、このようなことを確認するのは例があることでございます。

○浜田(靖)委員 ありがとうございます。

今回のこのACSAも含めて、我々が考えなければならぬのは、この日米安保関係において、我々がしっかりと日米関係を強固なものにしていくということが大変重要なことであらうと思ひわけてございまして、当然のごとくこれに關連をしてガイドラインの見直し等もあるわけでござい

ます。このACSAの協定の中にも、私がこれから本当は質問しなければいけないことが多少あるわけでありまして、しかしながら、時間の方が大変少なくなつておりますので、また、他の先生方が御質問になられると思ひますが、この中には、確かにいわゆる武器輸出三原則の問題とか後方支援の問題、それから有事の適用等、いろいろ問題はあ

るわけでございまして、ただ、もう時間がござい

せんので、私は、今回あえてこれには触れないで、他の議員にお任せをしたいと思ひわけであります。

とか我々は、この日本の国の防衛とか安全保障に對する考え方というのが、どうもついつい日米安保だけにとらわれて、なかなか世界に目が向かないところもあるわけです。逆に言うと、日本はアメリカに何ができるのかということがついつい頭の先に残つてしまつて、それではアメリカは日本に對して何をしてくるのか、今回のこのACSAに關して言えば、お互い対等な部分で協定を結んで相互に理解を深めて、今後、お互いの信頼醸成を深めながら実際に実のある相互運用を図つていくということがこの協定の意味だと思ひ

ます。とすれば、必然的に我々がやつていかなければならないことは一つでございまして、安全保障も確かに、この言葉も難しいわけでありまして、国民の皆さん方には危機管理と言へば非常にわかりがいいと思ひわけでありまして、もしも何か事があつたときにいかなる責任を政府がとれるのか。また、この国会で議論が行われて、そういうもの

に對してもどんどん議論を深めていくということが非常に重要なことだらうと思ひわけであり

ます。ここ数年の間にいろいろな政治の世界の変革もございまして。その中で、この安全保障のお話、危機管理のお話というのは大変自由な議論ができるようになったわけでございまして、そういう意味では、大変なチャンスがここに到来をしたと思ひ思ふのであります。

ぜひともこれを機会に、我々が今まで言つてはならなかつたこと、そしてまた、タブーはないはずであります、しかしながら、いまだにそのタブーが存在をしているわけでございまして、我々はそのタブーを打ち破つて、本當の意味で安全保障、危機管理というものを考えていくべきだろうと私は思ふのであります。

その意味においては、着々と両省庁の皆さん方が積み上げてくださつておる議論があるわけでござい

ますので、私たちもそれを十二分に理解をした上で今後も議論を深めていきたいといふふうに考えておるわけでござい

ます。とかく、このところの国民の皆さんの感じを見ておきますと、確かに阪神・淡路の大震災があつて、危機管理の問題等も大変叫ばれるようになりまして、しかしながら、これは政府としてしっかりとしたマニュアルがあつてこれに對応する、どなたが総理大臣になられてもそれに対応できる、そして、いろいろな対処の方法がそこに存在をする、それを持つておることが一番安心な状態であるわけであります。

なお詳細は、私も今ちょっと御通告を存じませんでしたのでこの程度しか申し上げられませんが、けれども、必要ならば政府委員から答弁させます。

それから、その前の御質問でございますけれど

も、これは委員御指摘のとおり、今、米口間の相互の核軍縮の作業といひましようか、そのプロセスは着々と進んでおるわけでございまして、そういったプロセスがさらに進んでいくことを期待しているわけでございまして。

具体的に、先ほどの御指摘といひゆるTMD等々の関係につきましては、私余り正確なお答えをしてはなんでございまして、恐縮でございしますが、政府委員から答弁させていただきたいと存じます。

○河村(武)政府委員　まず、ロシアの核の数字について、私たちが把握しております公表資料に従いまして御説明させていただきたいと思ひます。本年一月現在でございまして、いゆる旧ソ連四カ国全部を含めまして、SLBMに配備されているものが二千五百二十、ICBMに配備されております弾頭が五千八百一十一、核搭載航空機に配備されておりますのが九百二十四、合計八千六百二十五という数字を私たちは公表資料から得ております。

STARのIが発効いたしましたのが九四年十二月でございましたけれども、そのときの数字は、総体だけで申しますと九千四百二十八の核弾頭が配備されておった、こういうことでござい

それから、第二点目のいゆる旧ソ連の核兵器解体の關係でございましてけれども、先ほど大臣百十七億円と言われました。ドルにしますと一億ドルでございまして、これを四カ国に分けまして、ロシアにつきましてはそのうちの七〇％を提供する、こういうことにはいたしました。

ロシアと同時話し合いをしてきておるわけでございましてけれども、話し合いの中で大体四つのプロジェクトにこのお金を充てようか、こういうことでございまして。

一つは液体放射性廃棄物貯蔵処理施設の建設といふことでございまして、これは極東における液体放射性廃棄物の海洋投棄を防止するために貯蔵処理施設を建設するといふことでござい

ことしの一月に建設のための契約が署名されまして、本年中の施設の建設に向けて詳細な設計を行い、必要な資機材を調達中、これが現実に非常に進んでいる一つのプロジェクトでございまして。

そのほか三つございまして、一つは核物質貯蔵施設の建設といふことでございまして。核兵器の解体から生じます核物質を長期貯蔵する施設をアメリカ、ロシア、日本、三カ国の協力で建設しようかという話が進んでおりますけれども、先ほど大臣からも申しましたとおり、ロシアが設計を今行っておりますので、この設計の大枠が固まりました時点で三カ国間で役割分担を協議したい、このように考えております。

残る二つでございまして、一つはミサイル液体燃料の処理といふことでございまして、特に極東にございまして潜水艦発射弾道ミサイル、いわゆるSLBMの解体から生じます液体燃料、この液体燃料の処理を支援するために、液体燃料の一時保管とか輸送のためのコンテナという機材等を供与するといふことで話をしておりますけれども、実施のための具体的な枠組みについて協議しているといふことでござい

それから最後に、緊急事態対処のための機材の供与といふことを従来から話しておりますけれども、これは核弾頭を解体した場所から貯蔵施設に移送する際に事故が発生するおそれがあるといふことでございまして、こういう場合に備えまして、無線機でありますとか放射線測定器等の機材を供与するといふことで日中間で協議している、こういう状況でござい

○大出委員　これは廃棄物の海洋投棄などを何回かやっておりますからね、ソビエトの時代に、ロシアになつてもこの前一遍ありまして、これは、あるところで私はそれだけはやめてくれと言つたことがあるのです。

そういう意味では、原子力潜水艦の廃棄物の共同処理、ウラジオストク等に施設をつくつて共同処理をやるといふ方向に進む、私はこれは非常に画期的なことだといふ気がいたしまして、国際的

な協力をし合うといふ一つの大きな例ができる。そういう意味で、きちつと承つておいてと思つたもので、それから聞きしたわけでござい

もう一つ外務大臣に承つておきたいのは、これは皆さん承知してないのか答えられないとおつしやるのかもしらぬと思うのですけれども、北京の大使館にAさんという方が、沖縄出身の方、日本に九歳までいた方ですが……。

実は私は、昔の話ですが、昭和三十三年に、当時総評という労働組合のナショナルセンター華やかな時代に筆頭副議長をやつていまして、第六次帰国船を北朝鮮の清津の港で迎えて、一次二次三次、四次、五次とお帰りになつた方の調査をしてくるという使命をいただきました。中国の安東から汽車で新義州に入りまして清津で帰国船を迎えて、五次までお帰りになつた方、端からずつと歩いて生活状況その他を調べた時期がある。新潟から送った桜の苗木を五十本、大同江のこちの公園に記念に植えてきたわけなんですけれども、その調査をいろいろやつたときに、驚くようなことがあつたのです。相当な方々が北に帰つて

のです。帰国船で。ですから、この種のことが出てきてても全く不思議でない、これを見ましてとつさにそういう気がしました。だから、いまだに私はその時代の知り合いがござい

今、この状況の中で。その場合に、これは立場が違えば見方が違ふのだけれども、北にすれば、日本の大使館に駆け込んだのを韓国へといふのは余りうれしくないの

国にといふのは、北からすれば余りうれしいことではないかもしれ

ではないかもしれ

日本はそういう亡命といふのは引き受けないうことになつて

亡命を申し出てきた人たちがいた場合に日本はそれはお断り

○池田国務大臣　まず、先ほどの答弁で、円ドルの換算をとんでもない、一けた大きく間違えまして失礼いたしました。

さて、ただいまの御質問でござい

そして、現在、その人物は第三国と申しま

しかし、今委員御指摘のとおり、あのような状況の北朝鮮のこ

これは法務省の管轄でござい

これはノーというわけ

その者の置かれている状況とか、それから我が国のナショナルインタレストの関連をどう考えるか、もろもろの状況を勘案いたしまして判断していく、こういう取り扱いになっておると思いますが、

ただ、これまでの取り扱いでは、我が国におります外国人の亡命の要請に対しては、我が国に申しましたような運用になっておるわけでございますが、在外でそういうことが起こりました場合には、今申しましたような取り扱いには必ずしもなっていないようにございますので、これからどういふふうに対応してまいりますか、これはやはり関係の省庁ともよく研究はしていかなければいけないことだ、こう思っております。

これもあつてほしくない話ではございますが、だからそういつたことは忘れておくというわけにはまいりませんので、委員の御指摘も踏まえまして、今後適切に対応できるようにしてまいりたい、こう考える次第でございます。

○大出委員 これは我が党で最近よく使われる言葉の中に、何か韓半島有事みたいな想定をして難民対策というようなことをおっしゃるのだけれども、これは言葉の使い方は非常に難しいのです。難民条約というきちつとした条約があつて、この前国内法も改正したので、改めてこの種の方——難民というものは、震災に遭つたからといって難民じゃないのだ、戦争があつて逃げるというのは難民条約上の難民じゃないのだ、これはきちつと整理されているのだから、日本も対応を改めて考える時期だろうというふうに通じているものから、御検討をお願いしたいという意味のことを申し上げたということなんです。これは御承知おき願いたいと思つております。後でまたこの問題はお聞きする機会があると思うのであります。

そこで、もう一つここで承つておきたいのですが、きょうは余り時間を急がずに聞いておりますのであれですが、例の日米防衛協力ガイドラインについて日米間で話し合いをなさる。昨晚、けきの新聞にいつぱい出ているわけでございますが、

このいろいろな解説を読みますと、焦点に納つていのは、ずばり申し上げるけれども北朝鮮有事なんです。それが、新聞などでもそうですが、全部表に出ているわけですね。

日本とアメリカの間のいろいろなやりとりの中で、かつて、十八年前はソビエトだった。今は、そうじゃない、地域紛争が多発しているのだが、何かあつたら朝鮮半島なんだ、そういうことなんです。

もちろん、これは、マルタ会談で冷戦終結を米ソが宣言をした。その前にベルリンの壁が破られていた。年を越えて、アメリカのチェイニー国防長官が冷戦終結後の新しい方針をびしと出したわけですね。ここから冷戦後のアメリカの方針が始まるわけですね。

ここで問題は、北の問題をしきりに言うけれども、それを利用した物の考え方はやめてもらいたいと私は思つていまして、アメリカには。前にアメリカへ行つてさんざん言つたこともあるのです、チャールズ・フリーマンさんなんかには。つまり、そういう考え方でなく、もっと冷徹に進めてもらいたい。

そういう意味で言うと、アメリカとの間でガイドライン問題、防衛協力問題の話をこれから始めましょう、クリントン・橋本龍太郎会談があつたのだからと、こうなんですね。その中心に出てくるのです、北朝鮮が。

それなら、一体、北の今の状況をどういふふうの外務大臣率いる外務省は見えておいてなるのか、日井長官率いる防衛庁は、軍事問題という面で北をどういふふうに見ておられるのか。これは実は重大な問題なんです、焦点に据える限りは、いいかげんでは済まないのです。これはアメリカの方針が変わつたら変わりましたでは済まないのです。

そこで、不思議なことがある。長い私の経験からすると、一月から三月にかけまして必ず出てくるのです、アメリカの在韓米軍司令官、この司令官周辺、もう一つはアメリカの中央情報局、C I

Aが。C I Aの長官が韓国へ行つて在韓米軍司令官と何々をしたとか一月に出てきまして、途端に北の話が出てきて、軍事的に危険だとか何とか、やれ崩壊、崩壊なんというのは今に始まつたのじゃないですよ。これは今まで何回も出てきている。それが今度は、アメリカ議会筋にそういう形のレポートが入れられていく、議会の聴聞会なんかにはどんどん出てくる。必ずこういうことになる。これが繰り返されているのです。

そうすると、不思議なことが起こつていまして、皆さん御存じのように、板門店の停戦ラインをオーバーして北朝鮮の武装兵士が入つていかれた。今のは四月五日ですけども、その前の三月二十九日に、金光鎮さんというのでしょ、北朝鮮の第一国防次官、戦争は不可避で、休戦ラインのこれ以上の維持は困難で、朝鮮半島の平和協定交渉、これは停戦協定だけでは、平和協定交渉を当事者の米と北朝鮮が開始すべきときだ、これは三月二十九日にこう言つた。越えて四月になつたら停戦ラインに武装兵士が入つてきた、こういうことなんです。

ところが、大変な緊張状態だと日本の新聞も書いたのだけれども、このときに、つまり警戒態勢のグレードを上げたのは韓国だけなんです。韓国軍だけなんです。アメリカは何もしない。議会で十何人以下の人が質問しているが、そういうことは絶対ない、そういう心配は全くないという答弁で終始一貫、アメリカは。韓国だけは警戒態勢のグレードを一つ最高に上げていった。こういう状況ですよ。アメリカは一つも驚いていないですね。

この大きなギャップを皆さんは一体どういふふうに見ているのか。崩壊説が出てくると大騒ぎになるが、どうやらなっているのかという点、ここで外務大臣、防衛庁長官、お二人から聞いておきたいのです。

○池田国務大臣 まず、ガイドラインの見直しについて、このところ新聞がいろいろ報道している。それは私も承知しておりますけれども、報道

のように我が国の政府あるいは米側が考えておるか、あるいはそういうふうなことで例えばこの間の会合は進んでおるかという、必ずしもそうではないということもまず申し上げておきたいと思ひます。

ただ、大出委員はもうとくに御承知のこととてございまして、現在でございますガイドラインというものが、いわゆる第一項目と第二項目で、第三項目の極東有事に関する部分はないというところがございまして、したがって、今始めようとしておりますガイドラインの作業というのは、第一項目、第二項目につきましても、その後の情勢の変化に伴う見直しはいたしますが、極東有事の関係についてはやろうということでございます。

しかし、だからといって、これは北朝鮮あるいはどこか特定の地域における事態というものを前提にして考へているというものではないということはまず申し上げておきたいと存じます。

それにいたしまして、北朝鮮の情勢、いろいろ困難な情勢のようでございます。それをどういふふうに関心して見ているかということとてございまして、まず私も、経済、社会の状況につきまして、これは非常に困難な状況にあると思ひます。昨年は特に異常気象に基づく大水害というふうなこともございまして、その事態がさらに苦しくなりまして、その事態がさらに苦しくなりまして、非常に経済の運営が失敗したと申しますか、うまくいきませんで、基本的に国民のニーズにこたえるような姿になっていない、特に食糧の問題で。

それからエネルギーの問題も、かつてのようになつて、かつてのソ連あるいは中国あたりから十分な供給を受けられるというふうな情勢でなくなりまして、現在では、中国から若干の、少量の支援はあるようでございますけれども、必ずしも十分でないということもございまして、大変苦しい経済的な事情にあるというものは、そのとおりだと思ひます。

ただ、例えば食糧についても、どの程度不足す

るかというの、これは見方が随分違ひまして、これは何とも言えないところでございます。それからまた、これは見る人間によつて違ひまして、例えば、私も米人と話してみますと、米国の方というのは少なくとも窮乏した経験がございせんから、これは大変だ、もうもたないと考えなければいけません、私は委員よりは大部分下ではございしますが、戦中から戦後にかけての強烈な飢饉の経験、記憶は鮮明でございまして、またそういう状況の中でもいかに耐えてきたかという事も覚えておりますので、厳しい状態ではあるけれども、今直ちに本場にカストロフィーと申しましようか、破局的な状況になるとまではまだ言い切れないのではないかと、こう思っております。

それから政治の面でございしますが、金正日書記が今最高の指導者ということになっております。しかしながら、今、形の上での地位といたしましては、軍の最高の地位にはついておりますけれども、政府あるいは党の方は、まだそこには公式についていないわけでございます。そういうこともいろいろございまして、全体として見るならば、今、やはり金正日書記、そしてまた、それを取り巻く勢力が一応諸権力あるいは政治的な指導権を掌握しているのではないかと、こう思っております。少なくとも、いろいろな困難な状態はありますけれども、今、この体制に対抗し得るような他の勢力があの国内で出てきているという事は言えない、こう思うわけでございします。

それから、軍事情勢につきましましては、これは防衛庁長官から御答弁いただくのが至当だと存じますので、私はあれこれ申しませんけれども、ただ、委員御指摘になりましたように、この三月から四月にかけていろいろな発言がございました、あるいは板門店その他の場所でもいろいろな北朝鮮側の行動がございましたけれども、その意図は一体何かということについてはいろいろな見方がございしたけれども、これは基本的には、北朝鮮が他の国と、つまりは韓国との関係、あるいは米

国との関係、あるいは日本との関係、中国との関係で、いろいろな交渉をやりたい、あるいはやりたくない、そういう交渉を行う場合のバーゲニングパートナーと申しましようか、その地位を有利にするためといった意図が一番強かつたのではないかと思います。

そういう意味で、委員も御指摘になりましたけれども、米側では北朝鮮の状態について、いろいろなことがございしたけれども、米当局者の方ではあの三月末から四月にかけての情勢について余り際立つた対処といひましようか対応をとらなかつたということがあるのじやないかと考える次第でございします。

最後に、我が国の政府あるいは外務省として北朝鮮との関係をどう進めるかということでございますが、我が国は北朝鮮との関係が不正常な状態のままでございします。これを正常化しなくてはならないという事は、これは当然でございします。

それから、一方におきまして、我が国の安全の観点から申しましても、朝鮮半島情勢の安定というの、これは極めて重要なことでございしますから、何とかあの半島情勢が安定化に向かうことを期待しております。

そのためには、いろいろなことがございしますが、中心はやはり南北間の対話を通じての努力であらうと思ひます。そして、当面の事柄として申しますと、これも委員御指摘のように、現在の状態は、北朝鮮と国連軍、あるいはそれに参加してゐました米軍との間では少なくとも停戦の状態でございます、最終的な戦争の終結、平和協定には至つていないわけでございますから、これをどういふ話か北からもあるわけでございしますけれども、この点につきましましては、先般、四月の半ばに行われましたクリントン米大統領と金泳三韓国大統領との会談の際に、両大統領の共同提案として、米韓、そして北朝鮮と中国の四者協議を進めていこうという話がありまして、今それを呼びかけておるわけでございしますが、今北朝鮮が、まだこれは拒否はしておりますけれども、これを受

け入れるかどうかということとは未確定の状態でございます。

我が国といたしましては、当面は、ともかくこの四者協議に北朝鮮の参加を促し、そこから安定化の道が開けていくことを期待しております。そしてまた、その後の状況の変化いかんによりましては、先ほど申しましたように、我が国としても関係の正常化あるいは半島の安定を求めるといふ見地からいろいろな面でも対応していく。その中には北朝鮮と直接話していくこともあらうと思ひますけれども、少なくとも、当面は、四者協議を何とか動かす情勢に持つていくということで、米韓とも緊密に連絡をとりながら対応していこう、こういう姿勢を持っております。

○日井国務大臣 質問にお答えをする前に、先ほど委員御話ございましたが、私もガイドラインを新しくつくり直す、これにつきましましては、特定の国を対象として行ふものではないということだけはお話をさせていただきたいと思ひます。

委員御指摘の、北朝鮮側で停戦協定を維持できない、こういう発言があつたことは承知をいたしておりますが、これがいかなる目的でそうした発言になつたかということ、私は実は余り承知をしておりません。

しかしながら、昨年来、北朝鮮が、経済状態あるいは食糧事情が極めて厳しい中にもかかわらず、軍備に対して極めて強い維持発展に努めていふという事は事実でございまして、昨年も通常の軍の動きでない幾つかの動きが我々側にもわかつていふような状況でございします。

こうした状況ではございしますが、米側といたしましては、あつた発言があつたにもかかわらずウオッチレベルを上げなかつたというのは、実態として大きな動きというものは見られなかつたがゆえにウオッチレベルを上げなかつた、こういうふうにも私は理解をしております。

先般私が訪口をいたしました際に、グラチコフ国防大臣と会談をした際に、グラチコフ国防大臣もあつた際に米側がウオッチレベルを上げな

かつたということの評価をするという発言をいたしております。

いずれにいたしましても、こうした緊張状態が一日も早く解消されまして、DMZ周辺が安定をする、平和協定のもとで安定をするということ、私も期待をいたしている次第でございします。

○大田委員 皆さんがガイドラインの見直し問題の中で朝鮮の問題を取り上げていられると申すのは、新聞にと私は申し上げていられるのです。ここにもございしますけれども、麗々とこんなに書いていられるのですよ、新聞に。

池田さんが言うようなことならば、どこを対象になんて一切考えていないというのだったら、マスコミの皆さんに、君たち、そんなにあおるなよ、けしからぬじゃないかと言わなければいけません、けしからぬじゃないかと言わなければいけません、どうも味方みたいにお考えになつていたので、まづいのです。そんなことじゃありません。これだけ大きく載せられると、一体、北をどう考えているんだと改めて聞いてみる気になるわけでございします。

長くなり過ぎることは避けたいと思ひますが、ここで申し上げたいことはいづつあるのですけれども、本題は自衛隊法の改正でございしますから、これは外務大臣にも防衛庁長官にも、将来法律がひとり歩きされては困るので、きちっと物を申し上げておく必要がある。時間がたくさんありませんから、幾つかの点に限らると思ひます。

そこで、今の次官、村田防衛次官、こんな勝手なことを言われては困る。これもまた新聞記事だと言ふかもしれないけれども、これを見ると、幾つかの新聞がみんな同じように書いていふ。

ACSA、皆さんACSAと言つてゐるんだけれども、これは後で聞きますけれども、私はこの表現を使わないことにしているのです。今回の物品役務相互提供協定で、次官が「有事平時」と言つていない。確かに有事とも平時と

も言っていない。「現実起こらないとわからない」。これはとりよつては、共同訓練以下じやないんだよ、有事のときにひよつとすればと言わんばかりにされる。それから、日本有事のみならず、極東有事の際の日米共同訓練時に自衛隊が米軍に対して燃料提供といった後方支援を実施する可能性があることを示唆した。

これは、目下私は野党じゃないものだから防衛庁の責任ある方に物を言いくいけれども、直接表に出したくないからベトナム戦争のときの例を挙げて、有事なんか起こりはいらないけれども、五十年間起こらないものは起こりはいらないけれども、有事だというときに演習をやる、物品役務提供協定をフルに使う全部日本側から差し上げた、そうしたら韓半島へ戦争に行った、そういうふうにするかえて物を使われるという話とはという話をして、根本的にそんなことは初めから考えておりませんというお答えが返ってきた。私はそうだと思うのですよ、その衝に当たつておやりになった方々の気持ちは、外務省の審議官にしても、防衛庁の審議官にしても、これはそうだと思ふのです。

そこで、これを見ると、まだほかに物を言っているのですね。「共同訓練への対応は日本の判断だ」と次官が言つた。対応は日本の判断だと言つたということになると、何か起こつたときに、訓練といつて渡す、これは日本の判断だ、こうなるのです。こういういいかげんなことを言われては困る。

なぜかという理由を申し上げますが、私も、この問題については随分長い間勉強もさせられた。きのう、きょうじやないのです。

ここに、七年ちよつと前、一九八八年三月十五日にアメリカの上院の軍事委員会が公聴会が開かれまして、当時のヘイズ太平洋軍司令官が、特にNATOの相互支援法——アメリカ流に言えば、これは後方支援じゃないのですよ、ロジスティックスなんです。NATOロジスティックスサポートなんです、これを見ても、それは、みん

な戦争をする軍隊を持つている国だから、後方支援なんて言っていないですよ。兵たん支援なんですね、兵たんの中に全部入つておるわけですから。カンボジアのときにマニユアルが出てきた。日本だけは後方支援と言つたけれども、あのマニユアルは兵たん支援、ロジスティックスなんです。ただ、NATO兵たん支援法を改正したときに、NATO以外に拡大をした。しかし、NATOという名前を消さなかつたということ、専門家は、この表題に相互兵たん支援法と補給品役務融通協定と書いています。

このヘイズさんが何を言つたかという、特にNATO相互支援法の日本への適用拡大の意義について次のように証言をしているんですね。この中身によると、NATOの相互支援法の日本への適用拡大につき重要な進展が図られつつある、今、日米間で。現在、協定締結のための話し合いが進行中であり、この協定の締結により、我々はお互いの兵たん面における相互運用性を、これが問題なんです、賢明なやり方で、つまり、お互いに国内法がある、アメリカにも兵たん支援法という法律がある、日本にも日本国憲法があるのはわかつてるわけですから、そういう立場をお互いが持つていけるけれども、お互いが賢明な判断をして何とか結ぶ努力を続けている、非常に意義があることだと議会で証言している。

今回の問題も同じことが言えるのですよ。交渉の経過はそれなりに耳にしています、やはり制約があることははっきりしている。今のヘイズさんの証言が七年前ですよ。だから、私もこれは随分長いこと取り組んできているわけですよ。そういう意味で、お互いに制約があることを、与党の中もそうですよ、池田さんのところと私どもとの間にいろいろなものがあるのは私もわかつてる。そういう中でどうまとめるかということ、ヘイズさんのおつしやるとおり、賢明な判断をお互いがしてまとめる努力をしていると言つておられるに、やつとまとめたわけですよ、真つ正面からけるという意見がうちの中にはたくさんあつたけれども、

だから、そのところは、せつかくまとめた上に立つて、次官たる方が勝手なことを言つてはいかぬですよ。そのお互いの努力というものをきちつと認めて物を言う気になつてくれぬと、将来もあることだから。そんな村田さんみたいなことを言つておると、一つ間違つたら——池田さんが去年の暮れに、三党防衛調整会議で、私が座長なんだけれども、あなたは怒つて飛び出しちゃつたけれども、そういうことでは困るので、ぜひそのところは、防衛庁長官、次官に言つておいてくださいよ。みんなお互いが努力して、苦労してまとめているのに、勝手にこんなことを言つてはいかぬじやないかと言つておいてくれないういかぬ、こう思うのです。

それで、さつき私はあえてACSAと言わないと言つていた意味は、この協定にちゃんと書いてありますけれども、条文が違うのですよ。これは二千三百四十一条と二千三百四十二条というふうな、二つは別なものです。片方がアクイジション、一方的にいたいただきますという協定です。片方がクロス・サービシング・アグリメント、つまり、これは相互の義務、権利があるということです。二つになつておるわけですから、分けた結び方をアメリカもしているわけですよ。そのために、これを一生懸命やつている国会図書館の専門家がおいでになります、この専門家の書いておるものを見て、この専門家が米側の資料をずっと見てみたけれども略称ACSAという形で使われている略語は見当たらない、アメリカにはないと言つた。日本流にACSAというふうなまとめ方をした略語は、アメリカの公式な文書にはない。なにもを日本だけ使つたつておかしい話になるの、そこはきちつとすべきものはしておかなければいかぬというふうな思つておるということだけつけ加えておきます。

さて、中身ですが、非常に大きな問題は協定の方にある。この協定は外務大臣の所管だと思ひますけれども、協定の第一条は、「この協定におい

て、「後方支援、物品又は役務」とは、後方支援において提供される物品又は役務をいう。」そして一条の二、これがこの問題の唯一絶対の条件だけれども、「この協定は、共同訓練、国際連合平和維持活動又は人道的な国際救援活動に必要な後方支援、物品又は役務の日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とする。」つまり共同訓練、国際連合平和維持活動または人道的な国際救援活動に必要な後方支援、物品または役務の提供なんですよということ協定にきちつとつておるわけですよ。これ以外のものではない。間違いないでしようね。村田さんみたいなことを言う人が出てくるから、これ以外のものはあるはずがないので、何か別にあるならあれだけれども、外務省所管だが、ないでしよう。これでいいのでしよう。

○池田田務大臣 ただいま委員御指摘のとおり、この協定の第一条第二項に書いてございますように、この協定は、共同訓練、国際連合平和維持活動または人道的な国際救援活動に必要な後方支援、物品または役務の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における相互の提供に関するものでございまして、対象はこれに限定されるわけでございます。ほかのものはございせん。これは英文の正文で見ましても、日本文の正文で見ましても、変わりはございせん。

○大出委員 この五のところに「この協定に基づきアメリカ合衆国軍隊による後方支援、物品又は役務の提供は、合衆国法典第十編第三十八章により与えられた権限に基づいて行われる。」つまり今の権限ですね。このアメリカ合衆国法典、USC、同法は全部で十一條から成る。この合衆国法典第十編の百三十八條の中に、二千三百四十一条から二千三百五十条まで条文が組まれている。さつき私が二つ挙げましたが、きちつとしておるのです。そこに基つてこの協定が結ばれて、アメリカの現行法がこれをサポートしているわけですから、アメリカも承知なんです。その上で、共

同訓練、国際連合平和維持活動、そして人道的な国際救援活動というふうに限定していることを承知で結んでいるということなんでしょうから、これ以外にあるはずがない。そのところを明確にしておいていただきたい。今は池田さんに御答弁いただきたいから、再答弁はいただきます。

もう一つ大きな問題は、この第二条の二のところ、「この条の規定に基づいて提供される後方支援、物品又は役務は、次に掲げる区分に係るものとする。」という中で、たくさんございませうけれども、「部品」という項目がある。この「部品」の中には武器部品を含むことになる。そして、第六条は、「この協定に基づいて提供される後方支援、物品又は役務については、提供当事国政府の書面による事前の同意を得ないで、一時的であれ又は永続的であれ、いかなる手段によっても受領当事国政府の部隊、共同演習の相手国であるアメリカ軍、あるいはP.K.O.と一緒にやっているアメリカ軍、あるいは人道的な国際救援活動でも一緒にになったとすればアメリカ軍ということに限られているわけです。」「受領当事国政府の部隊以外の者に移転してはならない。」と明確になっているわけです。

ここで問題は、アメリカ軍に対して共同演習で必要になるであろう武器の部品、武器部品というのは、何と何と何か、どういう想定か。

これは後の方の一覧表にあることはあるのですが、「付表」というところがございます。「付表」に「部品・構成部品」というのがございます。「付表」に区分がずつと並んでいますが、「部品・構成部品」の中に「軍用航空機、軍用車両及び軍用船舶の部品又は構成部品並びにこれらに類するもの」となっているのです。つまり、ここで言う「部品」とは、この「付表」に言うこれを指すという理解でいいかというところを確かめておきたい。

○池田国務大臣 委員御指摘のとおり、二条第二項に申します「部品」あるいは「構成部品」でございますが、これは「付表」にございます「軍用航空機、軍用車両及び軍用船舶の部品又は構成部品並びにこれ

らに類するもの」、これを指すわけでございます。○大出委員 そこで、武器でございますから、輸出貿易管理令であるとか関連法規がございます。そこらのこともございますが、これをどうするかということなんです。

そこで、当時、外務省の側から御提案をいただいておりますのは、武器輸出三原則を適用除外したいということなんです。武器輸出三原則を適用しない扱いができないかということなんです。なぜならば、米軍ですからね。これは先例がないわけではございません。

どういふ先例があるかというところ、武器技術供与の協定をつくったときに先例がございます。私もこの議論に参加している一人でございますけれども、つまり、今まで戦後、アメリカからライセンスその他を含めてたくさん技術を日本は供与を受けてきた。だから、事アメリカというふうに限定されるのだったら、武器輸出禁止三原則に入れない方がない。なぜならば、アメリカからあれもこれも技術供与を受けているのだから、日本の技術を向こうに供与する場合に、米軍なら米軍、あるいはアメリカならアメリカと限定されれば、これは首を横には振れない。

ただ問題は、そこから第三者に移転をされると日本の武器輸出三原則の輸出しないという原則に抵触することになるということ、実はこのときに、ここに条文もございませうけれども、つまりこの武器輸出三原則から外して特別な取り扱いをするにしたいわけなんです。

ところが、ここで問題は、アメリカ側は殊さら、これは武器技術供与のときにわかつたのですけれども、日本よりもむしろアメリカ側が大変に厳しく第三者への移転を全面的に認めたくないという認識だということです。ある意味では日本以上に、そこに出てきた問題が、何らかの取り決めをしないと、知らないうちにどこかほかに行ってしまったことだってあり得るというわけです。

だから、もしそういうようなことが起こるとすれば、こういう理由でこういうものを、こういう

内容でというものをきちんと必ず文書で出せということをぜひと協定上義務づける。そうしないとか、こそこそこかへ行ってた場合に困る。もしこそこそと行っていれば、協定でそうなっていれば、なぜ出さなかったかという責任がきちつと追及できるということになるという論理なんです。ね、このときのいきさつというのは。

そこで、私、ここで一つ知らないことがあったのです。対米武器技術供与取り決めというのがございまして、この取り決めまで私はよく知っています。ここにも参考としてこの協定という取り決めが載っているのですが、この取り決めの下に細目取り決めというのがあるのを私は知らなかった。この細目取り決めを見て、大抵のことはわかってはいるはずだが、これは私がミスったなと思つてはいるのです。

したがって、この協定も、ここに参考というところとで「との間の手続取極」とあるんだけど、恐らくこの下に細目取り決めが何かまたおつくりになるんだらうと思うのです。所管の省庁で、そこで、念のために、どういうふうなことを考えておられるのか。

つまり、あらかじめ日本から供与したものをアメリカ側がほかに持つていくには文書で日本の事前の了解を得なければならぬというのは、大原則はとにかくほかへ持つていってはいけない、だめだ。おまえさんのところはアメリカだから、アメリカ軍との共同演習だからおまえさんのところにやるんだ、ほかは一切だめですよという大原則。しかし、横並びで考えると、今の技術取り決めもあるの、念を押す意味で文書で出さないよというところになつてはいるんだ、逃げ道じやなくて、これは文書を出せば逃げられるんだというんじゃないんだ。初めから認めない。こういう原則が考えられてこういう取り決めになつてはいるんだ。経過を追つてみるとそういうことなんです。

そのところをきちつとしておいてもらわぬと、将来問題が起るといけないので、このところは答弁しておいてください。それで間違いない

ければいいのです。

○折田政府委員 この協定に基づきます物品及び役務の提供は、自衛隊及び米軍の間の共同訓練等三つの事柄に必要な物品または役務を提供し合うものでございまして、米軍が自衛隊から提供された武器等を第三者に移転する必要が生ずることは通常想定しがたい、通常は想定し得ないということとでございますけれども、特別の事情によつて米軍が第三者への移転を希望する場合においても、我が国政府による書面による事前の同意がない限り協定上これを行ない得ないというふうに規定しているわけでございます。

そして、仮にこのような事前同意を米側より求められる場合には、政府といたしましては、この協定の趣旨及び国際紛争等を助長することを回避するという武器輸出三原則等の基本理念を踏まえつつ、具体的事例に即して慎重に対処していく所存でございます。

○大出委員 大筋をただ確認をさせていただいたのですが、残り二、三分残っているようでございます。

ここで一つ承つておきたいのは、残念ながら時間なくなりましたが、十八年前につくつてはいるガイドライン。このガイドラインには前提条件があるのですね。この前提条件は今度はどうされるのか。前提条件といひますのは、

(1) 事前協議に関する諸問題、日本の憲法上の制約に関する諸問題及び非核三原則は、研究・協議の対象としない。

(2) 研究・協議の結論は、日米安全保障協議委員会に報告し、その取扱いは、日米両国政府のそれぞれの判断に委ねられるものとする。こはなかなか難しいですよ。こは疑義があるのですよ。

「日米両国政府のそれぞれの判断に委ねられる」一致しているのだけれども、解釈が違う場合があり得るのですよ、こは。「日米安全保障協議委員会に報告し、その取扱いは、日米両国政府のそれぞれの判断に委ねられるものとする。この結論

は、両国政府の立法、予算ないし行政上の措置を義務づけるものではない。」「つくつてもいいのだが義務づけはしない。このところは一体どうなるか。

この後の「研究・協議事項」というのがあつたので、これがさつき池田さんからお話があつた、つまり、大筋三つあるのだけれども、その大筋三つを分けたわけですね。所管を分けたという

か、主査を分けたというか、わかりませんが。侵略の未然防止のための態勢、これが一番目は、日本有事の場合の共同対処行動。この未然防止のための態勢の中には、インターオペラビリティだとかシレーンだとかいろいろなものが入ってくるので、未然防止だから。それから、日本有事の場合の共同対処行動。この二つは防衛庁中心なんです。三つ目は極東有事の場合の日米間の協力、これは外務省所管なんです、中心なんです。

ところが、これは当時のいろいろないきさつがあるので、私はフォローしたこともあるのですけれども、二回やつたのですかな、やめちやつたのですよ、当時。二つ理由があるのですね。各省庁が、あんなことを言われたつて困ると。全部絡んでしまひますからね、三番目の問題になると。そこへもつてきて、東西冷戦でしたね。ソビエトは、日本がそんなものを研究しているのだなという

ことになると、相手はわかっているのですからね。さつき北朝鮮のものはそんな特定なことをな

んて言っているけれども、そんなことを言つたつて、九州に上陸する作戦なんか図上演習みたいなことを防衛庁はやつているのだから、そんなことはわかっているのだけれども、つまり、まづいなというので、二つそういう理由があつてやめてい

るわけですね。

ないのであれども、同じように考えているのか、これだけ答えてください。それで終わります。

○秋山(昌)政府委員 今委員御質問の中にありました、現在の日米防衛協力の指針に関する前提条件につきましては、若干形式的なことを申し上げ

ますと、ガイドラインそのものではなくて、ガイドラインを策定するに当たつての考え方というこ

とでございませう。

これにつきましては、その後の日米協力の進展状況、あるいは昨年末決定されました新防衛大綱の日米安保体制についての考え方、それから、さ

らに言えば、本件に非常に関係のある問題でござ

いますけれども、現在、日本の周辺におきまして日本の安全保障に重要な影響を与える事態に對する研究というものが政府の中でも進んでおります。そういったいろいろな状況を考えまして、今前提として御指摘のあつた点についても、今後検討していく一つの対象であらうというふう

に考えています。

れば当然のことながら報告をするということにならうかと思いますが、それに基づく研究につきま

してどういう取り扱いにいたしますか、これについては、例えば先ほど申し上げました政府部内

に進めておりますところの重要事態研究、それとの関係もあるかと思ひます。その公表の仕方あるいは討議の仕方というものについては、今後また検

討していくべき課題であると考えております。

○大出委員 ありがとうございます。

一方向的に申し上げておしまひますが、今の

ガイドラインその他の研究、これは、昨年の新防

衛計画の大綱でも閣議決定文書でも、それから沖

縄等のプロジェクトの文書でも、その後の与党三

党の共同発表の文書でも、憲法並びに関係法令に

従いという同じ表現で全部書かれていたのです

よ。これを、梶山さん流に憲法並びに個別的な安全

保障云々とか、小細工が過ぎる。

だから、この種のところをみんな御了解の上で

つくつたこととさせていただきます。こういうこと

でおお割れるような騒ぎにならぬように、十分慎重

に対処をお願いしたいと申し上げて、終わります。

○松岡委員長 これにて本日の質疑は終了いたし

ました。

次回は、明三十一日金曜日午前八時五十分理事

会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、

これにて散会いたします。

午後七時七分散会

自衛隊法の一部を改正する法律案

自衛隊法の一部を改正する法律

自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一

部を次のように改正する。

第百条の八の次に次の一条を加える。

(日米物品役務相互提供協定に基づくアメリカ

合衆国の軍隊に対する物品又は役務の提供)

第百条の九 内閣総理大臣又はその委任を受けた

者は、日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との

の間における後方支援、物品又は役務の相互の

提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府

との間の協定の効力発生の日から施行する。

理 由

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間に

おける後方支援、物品又は役務の相互の提供に關

する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協

定の実施に伴い、内閣総理大臣等が、同協定の定

めるところにより、自衛隊の任務遂行に支障を生

じない限度において、アメリカ合衆国の軍隊に對

し、物品及び役務を提供することができるとする

必要がある。これが、この法律案を提出する

理由である。